

令和元年度山形県高齢者・障がい者虐待防止会議

日時：令和元年12月19日（木）14:00～

場所：山形県庁2階 講堂

出席委員（26名）

倉岡憲雄	委員	（山形県弁護士会）
中谷美智子	委員	（山形県人権擁護委員連合会）
佐藤義治	委員	（山形地方法務局）
早坂和也	委員	（成年後見センター・リーガルサポート山形支部）
柴田邦昭	委員	（山形県社会福祉士会）
村山紀子	委員	（山形県社会福祉協議会）
清治邦夫	委員	（山形県医師会）
鈴木郁子	委員	（山形県看護協会）
菅野祐賢	委員	（山形県老人福祉施設協議会）
佐藤久美	委員	（山形県老人保健施設協会）
佐藤ひとみ	委員	（認知症の人と家族の会山形県支部）
高瀬博行	委員	（山形県介護福祉士会）
佐藤知生	委員	（山形県介護支援専門員協会）
大江祥子	委員	（山形県地域包括・在宅介護支援センター協議会）
黒沼祐蔵	委員	（山形県身体障害者福祉協会）
横尾昌人	委員	（山形県知的障害者福祉協会）
渡部千代子	委員	（山形県精神保健福祉会連合会）
阿部高之	委員	（山形県手をつなぐ育成会）
鈴木ひとみ	委員	（山形県社会福祉事業団）
安達秀典	委員	（山形県警察本部）
三條恵美	委員	（山形市（山形県市長会））
今井徹	委員	（戸沢村（山形県町村会））
有海順子	委員	（山形大学）
下村美保	委員	（東北文教大学）
柏倉政	委員	（公募委員）
加藤秀樹	委員	（公募委員）

—敬称略—

1. 開会

2. 部長挨拶

玉木健康福祉部長

3. 座長選出

委員より推薦が無かったため、事務局より山形県弁護士会 倉岡憲雄氏を指名する。
進行を座長に交代。

4. 協議

(1) 高齢者・障がい者虐待の状況について

平成30年度の高齢者虐待の状況について、【資料1】に沿って長寿社会政策課課長補佐山口より説明。

平成30年度の障がい者虐待の状況について、【資料2】に沿って障がい福祉課課長補佐池田より説明。

委員より質問があったため、以下のとおり回答。

Q（山形県社会福祉士会 柴田 邦昭 委員）

【資料1・高齢者虐待】のP. 2（1）③介護保険認定状況に関して、介護保険認定を受けていない方の内訳について、本来介護保険認定を受けなければいけないような方が含まれているのか、それとも必要のない方のみということか。

A（長寿社会政策課）

内訳については把握していない。

Q（公募委員 加藤 秀樹 委員）

虐待の状況に関して、本県と東北各県との状況は同じなのか。

A（長寿社会政策課）

東北各県との比較ではないが、平成29年度の全国の状況が公表されている。例えば虐待の種類について、身体的虐待が全国では66.7%、次が心理的虐待で39.1%、そして介護等放棄、経済的虐待が続き、順番としては本県と同様となっている。また、被虐待者からみた虐待者の続柄については、本県では息子が42%と最も多く、全国でも息子は40.3%、夫が21.1%、娘が17.4%となっており、割合は概ね一致している。

（障がい福祉課）

平成29年度の全国の平均では、福祉施設従事者等による虐待の件数が9.9件、被虐待者の人数が14.2人となっている。また、養護者による虐待の件数は33.1件、被虐待者の人数が33.4人となっている。どちらも本県は平均を下回っている状況にある。ただ、全国の傾向としても人口が多い所が虐待件数も多いという傾向にある。

Q（山形県介護福祉士会 高瀬 博行 委員）

【資料1・高齢者虐待】P. 1の2家庭における養護者による高齢者虐待件数の推移について、平成27年度以降は件数が減少しているようだが、その要因について検証しているか。

A（長寿社会政策課）

要因については分析していない。

Q（山形県看護協会 鈴木 郁子 委員）

山形県高齢者虐待防止宣言についてはどのように明示しているのか。

A（長寿社会政策課）

この度の公表資料や、山形県のホームページでお示ししている。

Q（山形県身体障害者福祉協会 黒沼 祐蔵 委員）

障がい者虐待の件数が昨年度と比較して増加しているが、これは虐待に対して声を上げられる環境が整ったためだと考えている。

A (障がい福祉課)

障がい者の差別解消に関して、「山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」が平成 28 年に施行されたことや、各団体、市町村が参加する県民会議を開催し、県を挙げて取り組んでいることが影響していると思われる。県としては引き続き、差別解消、虐待防止に向けて、施策に取り組んで参りたいと考えている。

(2) 関係団体の高齢者・障がい者虐待防止等に係る取組み状況等について

行政及び関係団体等の役割と取組み等及び関係団体の取組み状況について、【資料 3、4、5】に沿って長寿社会政策課課長補佐山口及び障がい福祉課課長補佐池田より説明。

委員より質問があったため、以下のとおり回答。

Q (山形県身体障害者福祉協会 黒沼 祐蔵 委員)

虐待防止対策として、施設にボランティアを受け入れることを提案する。ボランティアの方から、利用者と自由に話をしてもらったり、あるいは職員の話をお聴いてもらったりすれば、職員のストレス軽減にもなると思う。そうして外部から風が入ることによって、施設的环境もよくなっていくのではないかと。

A (長寿社会政策課)

御意見を踏まえて、ボランティアの受け入れ体制については何らかの形で実現するように考えて参りたいと思う。

関係団体の取組みに関する課題等及び協議事項について、【資料 6】に基づいて各委員からご発言いただいた。

(山形県社会福祉士会 柴田 邦昭 委員)

県からの業務委託により、「山形県高齢者虐待対応専門職チーム派遣事業」を本会が事務を行っている「高齢者、障がい者の権利擁護に関する連絡会こまくさ」(山形県社会福祉士会、山形県弁護士会、成年後見センター・リーガルサポート山形支部、山形県精神保健福祉士協会)において実施しており、市町村から依頼があれば、弁護士等の専門職を派遣している。この事業の利用実績について、平成 30 年度が 2 件と非常に少ない状況である。また、電話での問い合わせも年間 10 件から 15 件程度である。折角こういった事業があるので、各市町村の担当者、地域包括支援センター職員の方々にこの派遣事業を活用していただきたいと思う。県の方からは毎年 2 回広報はしていただいているが、関係団体の皆様にも、こういった事業があるということを知っていただいて、是非周知をしていただきたい。

(長寿社会政策課)

御指摘のとおり、限られた市町村のみの利用となっている。市町村への広報に努めているところではあるが、利用するところまで至っていないところもあるので、状況把握を行うことを含めて、利用の働きかけをして参りたいと考えている。

(認知症の人と家族の会山形県支部 佐藤 ひとみ 委員)

虐待に関する相談について、小さい町だと相談したことが周りに知られてしまう恐れがあるな

ど、養護者の方が窓口で相談しづらい状況がある。そのため、相談しやすい環境になるよう、窓口での丁寧な対応や関係機関の連携をお願いしたい。

また、包括支援センターと関わった事例の中で、身体の痣をかかりつけ医に見てもらった際、現場を見たわけではないということで、その後の対応に繋がらなかったケースがあった。こういった場合、かかりつけ医への相談の仕方等、どのように伝えれば良いのかお聞きしたい。

(長寿社会政策課)

養護者の方が市町村の相談窓口で相談しづらいということに関して、相談ができなかったゆえに、それが虐待に繋がってしまうことはあってはならないことだと認識しており、そういった方々の御相談を受け止められるような体制作りを行うことが必要であると考えている。今後、認知症の方やその御家族に寄り添った対応をしていくために、市町村職員向けの研修等を実施するにあたり、市町村が適切に取り組めるよう、関係機関とどのように連携していけば良いのか、養護者支援の内容を盛り込めるよう検討して参りたいと考えている。

(山形県医師会 清治 邦夫 委員)

受診した方の痣については、その方が高齢者や障がい者であった場合、例えば、ベッドの柵に体を無意識にぶつけてしまったり、あるいは介護された際に介護者の力が強く入ったりして、それが痣になってしまうことがある。そのため、痣があるから即ち虐待である、とは言えないが、かかりつけ医であれば、虐待を疑って考えてみることは必要だと思う。そして、虐待の疑いがあれば、関係機関に相談するというのを積極的に進めていきたい。

(山形県精神保健福祉会 渡部 千代子 委員)

私の知り合いで、精神障がいがあると見受けられる自分の子どもを、精神科に受診させたがらない方がいる。その方は、自分の子どもが障がい者だということを認めたくないようだ。この話は今すぐの問題ではないかもしれないが、そういった障がいがある子どもの親亡き後のことを考えれば、今のうちに何かしなければいけないのではないか。こういったことは社会的に放置して良い問題ではないと思ったため、今回問題提起させていただいた。

(障がい福祉課)

本日お配りしている障がい者虐待防止に関するパンフレットに、「放棄・放任(ネグレクト)」の項目がある。そして、必要な福祉サービスや医療、教育を受けさせないことは虐待にあたることとされているが、渡部委員がお話してくださった養護者の方が、自分の子どものことを、引きこもりの問題と同様に、外部に知られたくないというお気持ちも理解できる。しかし、そういった問題を解決していくため、山形県精神保健福祉会様におかれては、各地区の家族会の皆様と繋がりを持たれていると思われるため、その家族会の皆様に、こういった適切な医療を受けさせないということも虐待にあたることをお伝えいただきたい。お話のあった世帯の状況について介入できるかは分からないが、例えば地域の保健所で御相談も受けられるため、そちらで具体の御相談をしていただきたい。

(山形県介護支援専門員協会 佐藤 知生 委員)

当会議の構成団体に、精神障がい者への支援者の側の団体が含まれていない。次回の会議以降、そういった団体の参加も検討が必要ではないか。そうすれば、もっと具体的に、精神障がい者の未受診の事例等もこの会議の場で共有しやすくなるのではと考える。事務局で検討していただきたい。

(障がい福祉課)

支援する側の関係団体を構成団体に加えるべきというご意見をいただいた。例えば山形県民生

委員児童委員協議会が本日は欠席だが、地域においては民生委員の方を中心とした支援が市町村単位で行われていると認識している。

(山形県介護支援専門員協会 佐藤 知生 委員)

該当する団体としては、山形県精神保健福祉士協会が考えられる。

(障がい福祉課)

御提案いただいた山形県精神保健福祉士協会を構成団体に加えることについて、今後検討して参りたい。

関係団体の取組み状況について、各委員からご発言いただいた。

(山形県介護福祉士会 高瀬 博行 委員)

介護知識・技術の出前講座を随時実施しており、その中で、まずは倫理について触れているところ。また、その他にも研修・講習会等を開催しているが、利用者の尊厳や倫理的な配慮等について話をして、そういったことを追求する職業だということを示している。5月に総会を開催し、その後の研修では、山形県社会福祉士会の柴田委員をお招きして、介護現場で虐待はなぜ起きるのかをテーマとした。その研修では、介護福祉士は目の前のことしか見ないような傾向があるため、組織運営の健全化、負担やストレス及び組織風土の改善、チームワーク等の充実、倫理観と法令遵守の意識を高める教育、ケアの質の向上、こういった5つの視点で、出来ていること、改善できることを共有してみてもどうかという提案を受けて、大変勉強になった。

(認知症の人と家族の会山形県支部 佐藤 ひとみ 委員)

県から認知症相談・交流事業の委託を受けて、平日に山形市で実施している。また、集いやすい相談の場づくりとして、山形市以外の各地域でも、「つどい」を行っており、悩みを抱えている方の話を聞いて、虐待防止以外の相談も含めながら、それを関係機関に繋いでいくことを心掛けていきたい。

(山形県老人保健施設協会 佐藤 久美 委員)

高齢者の虐待防止等の研修については、各施設でそれぞれ行っている。私が勤務している酒田市にある介護老人保健施設シェ・モワでは、高齢者権利擁護センターが作成した「虐待の芽チェックリスト」を活用している。それによって、職員が虐待の芽に気づいてもらうことを期待している。また、当方の法人で虐待研修を年1回開催しており、さらにアンガーマネジメントの研修も行うことにより、イライラからくる高齢者の虐待防止に努めているところである。

(山形県老人福祉施設協議会 菅野 祐賢 委員)

年に2回、新人・中堅職員を対象とした研修を実施しており、そこで介護の倫理や理念を理解していただくこととしている。また、230ほどの会員施設で、各研修会等を毎年必ず実施してもらうという取組みを進めている。一つは、各施設で策定している身体的拘束等適正化指針に基づき、様々な判断について問題点があれば改善策を検討する委員会を3か月に一回以上開催すること。もう一つは身体的拘束等の適正化のための職員研修を定期的に開催すること。さらに、例えば全体役員会議で虐待防止について協議すること等も必須事項として行っている。

（山形県看護協会 鈴木 郁子 委員）

福祉施設等では身体拘束は原則禁止されているが、病院では仕方なく行っているというのが現状である。身体拘束を止めるには10年ほどかかると言われている。そのために研修等を実施しているということ。また、山形県内に67か所の訪問看護ステーションがあり、訪問看護や訪問リハビリを行っている。その際に虐待を発見する可能性があるが、先ほど山形県医師会の清治先生がおっしゃったように、老人は非常に皮膚が弱く、例えば体を拭く際、あるいはベッドの柵に少々ぶつけた際にも痣ができるため、それが虐待かどうかの判断は、よく観察していかないとできない部分がある。そういった際にはケアマネージャーと連携しながら経過を見て、虐待かどうかを判断している状況である。そのため、虐待が疑われる場合には、速やかに連絡することを心掛けている。

（山形県医師会 清治 邦夫 委員）

国の施策において在宅医療が推進されており、それによってかかりつけ医の役割が大きくなると思っている。これまでも話に出ているが、患者の身体に痣がある場合などは、どういった環境でそうなったのか、それがいつから始まったのか等、介護している方等から説明していただければこちらとしても判断しやすい。山形県医師会としては、かかりつけ医の研修において、虐待防止に関する内容を設けて、取組みを進めていきたいと考えている。

（山形県社会福祉協議会 村山 紀子 委員）

県内の35の市町村社会福祉協議会と連携し、民生委員・児童委員による見守り活動の支援及び市町村社会福祉協議会が独自に取り組む小地域活動として、市町村ごとに配置されている福祉協力員や福祉推進員が小地域での見守り活動を実施している。こういった方々の研修を通じた質の向上や情報の共有を図っているところ。これについては、山形県民生委員児童委員協議会との連携により、取組みを実施している。

（山形県社会福祉士会 柴田 邦昭 委員）

先ほどお話しした高齢者虐待対応専門職チームの派遣や、市町村行政職員の高齢者虐待防止情報交換会として、初任者対象研修・現任者対象研修を、県からの委託事業として実施している。また、高齢者虐待防止に関するパンフレットの裏面に山形県社会福祉士会の電話番号が掲載されており、成年後見制度や権利擁護に関する相談を受け付けている。内部組織としては、成年後見に関する委員会として「ぱあとなあ山形」という組織があり、200名弱の会員が350～400件ほど、成年後見人に着任して活動している。また、高齢者権利擁護委員会及び障がい者権利擁護委員会、そして最近では子どもの権利擁護委員会を立ち上げて、そういった委員会を中心としながら会員を対象とした研修や関係者との連携といった取組みを行っている。

（成年後見センター・リーガルサポート山形県支部 早坂 和也 委員）

司法書士として高齢者・障がい者虐待の問題に関わる場面としては、虐待防止の啓発から実際の相談・対応、または実際に被虐待者に成年後見人として着任するとか、そういった限られた場面となり、非常に少ない。成年後見制度は、虐待事案に関して一つのツールとして有効だと思う。そして、山形県社会福祉士会の柴田委員からもあったとおり、例えば「高齢者、障がい者の権利擁護に関する連絡会こまくさ」の活用、または長寿社会政策課の話にもあったが、各市町村に中核機関を設置して、成年後見制度を利用しなければならない方に必ず利用してもらえるような仕

組みづくり、それが必要なことと思う。【資料4・市町村の高齢者虐待防止等に係る体制整備状況について】の中で、市町村長申立件数のデータがあるが、北村山・西村山において少なく、最上地域はゼロとなっている。虐待があれば検討する必要がある場面があるだろうし、件数がゼロというのは上手く機能していないところがあるのではないか。その点について、県から各市町村に対して、対応を促してもらえたらと思う。

(山形地方法務局人権擁護課 佐藤 義治 委員)

人権相談及び人権啓発活動を中心に活動している。その他、【参考資料1・高齢者虐待防止法の概要等について】に記載があるが、高齢者虐待防止に関するパンフレットの作成について、人権啓発活動地方委託事業として、山形県人権啓発活動の支援を行っている。また、同じく【参考資料1】に記載があるとおり、人権啓発活動地方委託事業として、要介護施設従事者等を対象とした研修会についても支援等を行っている。全体としては、高齢者の人権に対する取組みが現在は中心となっているので、今後は障がい者の人権に対する課題についても、関係団体の皆様と連携・協力して取組みを進めていきたいと考えている。

(山形県人権擁護委員連合会 中谷 美智子 委員)

人権擁護という立場から、今年度は特に高齢者施設における人権相談、職員に対する人権講座の活動をしてきたが、利用者に対する人権相談については、人権擁護委員と施設・職員との信頼関係が育っていないと難しいというのが現実にある。職員に対する人権講座については、多くの施設から要望があるという状況。また、本日の資料でも分かるとおり、高齢者に対する虐待は施設よりも家庭において多く起きている。今後は、家庭における人権講座等、高齢者虐待についてよく知ってもらうための取組みを行う必要があると感じている。

(山形県弁護士会 倉岡 憲雄 委員)

高齢者・障害者支援センターにおける法律相談等の実施や、先ほどお話があった専門職チームの派遣にも関わっている。また、「高齢者、障がい者の権利擁護に関する連絡会こまくさ」の構成メンバーにもなっている。成年後見については増加傾向にあり、家庭裁判所と定期的な協議会を持って、専門職の後見人としても力を入れているため、何かありましたらご相談いただきたい。

(山形県介護支援専門員協会 佐藤 知生 委員)

昨年度の2月まで県からの委託事業であるケアマネ110番の活動を行っていた。現在は当協会の会員に対して、介護支援専門員の相談窓口を開設して、虐待事例の相談を受けている。また、ケアマネージャーというのは、元々他の資格を持った複数の職種の方がおり、協会の運営として、虐待についてなにかあれば会議において相談し、反映させている。また、地域包括支援センターに各現場のケアマネージャーが相談に伺い、関係機関へ協力を求めて連携していくということが実態となっている。

(山形県地域包括・在宅介護支援センター協議会 大江 祥子 委員)

当センターがいかに相談しやすい場所になるかが非常に大切だと思っている。よろず相談所ということでイメージは定着してきたと思うが、高齢者・障がい者に関する相談窓口というのが増えていて、どこにどのような相談をして良いのかが分かりにくい時代になってきたと感じている。医療機関の窓口であったり、県や市町村、保健所の窓口であったり、様々な相談する場所が増え

たため、どこに相談して良いか分からない場合は当センターに相談されることが増えている。それはとても良いことで、そこから繋ぐ先も増えており、様々な相談ができる専門の相談機関が増えたため、当センターが次に適切に繋ぐために、専門職としての力をつけなくてはならないと感じている。常日頃、警察、弁護士、社会福祉士会、介護支援専門員協会はもちろん、様々な機関とネットワークを作りながら、仕事を進めていけるような協議会の指導をしていきたい。

(山形県身体障害者福祉協会 黒沼 祐蔵 委員)

当協会は当事者の団体で、なぜ虐待を受けるかと考えた場合、障がい者の方々を知らなすぎる、無知であるというのが原因ではないかと考えている。無知から誤解が生まれて、誤解から偏見・差別、そして虐待に繋がっていくのではないかと。当協会が経営している施設で、地元の中学校と毎年交流会を開催している。生徒からいただいた作文を見ると、施設に行くのが不安だったが、交流を通して、障がい者の方々が頑張っている姿や明るく振る舞っている姿を見て、考え方が変わった、将来は福祉の仕事がしたいという内容のものがあった。交流を通して障がい者のことを知ることで、虐待というのは減っていくのではないかと感じた。

(山形県知的障害者福祉協会 横尾 昌人 委員)

当協会は障がい者を支援する従事者の団体である。知的障がい者というのは、障がい者の中でも一番自己主張や自己弁護が難しい、苦手な方達だと思う。私達が働いている施設ではいつ虐待が発生してもおかしくないと、常に危機感を持ちながら働かなければならないという環境だと思っている。当協会に倫理委員会を十数年前に立ち上げて、県内の事業所の中から倫理委員を選出して、権利擁護推進委員研修会と障がい者の権利擁護セミナーという二つの事業を行っている。職員の方々に虐待防止、権利擁護とは何か、自己決定をどのように支えていくのかということについて深く考えていけるような研修会にしている。また、新人の方や非正規雇用の方が増えてきているということもあるので、虐待防止や権利擁護について正しい考え方を知っていただき、そういった場面では自分で正しい判断ができるようにしたい。

(山形県精神保健福祉会連合会 渡部 千代子 委員)

当連合会における家族の活動の意義というのは、当事者の福祉を実現させることだと思っている。当連合会の活動によって、自分が住んでいる市町村で普通に暮らしていけるように、当事者の福祉を目指したいと考えている。

(山形県手をつなぐ育成会 阿部 高之 委員)

当会は知的障がい者の子どもを持つ親の会である。山形県知的障害者福祉協会と連携しながら、研修会を行っている。研修会は、親亡き後の支援のあり方や、地域で暮らしていくために理解を増進するという内容である。また、知的障がい者を育てた親が相談員となり、子育てにお困りの方の相談窓口となっている。こういった相談員の方を活用して、虐待防止を含めて、子ども達の支援を行っていきたい。

(山形県社会福祉事業団 鈴木 ひとみ 委員)

当事業団が受託している山形県障がい者虐待防止・権利擁護研修について、継続して実施している。今年度は庄内と村山に分かれて実施した。虐待防止担当職員コースでは現場の窓口で対応にあたる職員、虐待防止マネージャーコースでは現場のチームリーダーにあたっている方、設置

者・管理者コースでは事業所の管理者にあたる方を対象としている。その研修で行った事業所同士の情報交換では、虐待防止に関する体制が分からなかった、初めて知る知識が多かった等の声があった。様々な研修に参加してもらうことで、正しい知識を持ち、スキルを上げていくことによって、虐待が生まれにくい体質になっていくのではないかと思う。そして、研修を受けやすい環境を整えるということが、今後さらに求められるのではないかと考える。当事業団も、こういった研修を継続して受託していくことによって、責任を果たしていきたい。

（山形県警察本部生活安全部生活安全企画課 安達 秀典 委員）

人身安全関連事案と位置付けているものが、DV・ストーカー等の暴力的事案や行方不明者、児童・高齢者・障がい者虐待等の虐待事案である。高齢者虐待、障がい者虐待ともこれまでの事案から、重大事件に発展する可能性が極めて高いとして対応しており、警察本部内には、人身安全関連事案対策室、また、警察署には副署長を責任者とした体制を確立して対応している。その対応では、被害者の安全確保のために、危険性・切迫性の高い事案については検挙をしている。また、指導・警告や、被害者と行為者の分離措置を行っている。特に、被害者の分離・保護対策については、市町村や関係団体・機関の協力が必要であるため、引き続き御協力をいただきながら、対応して参りたい。

（山形市障がい福祉課（山形県市長会） 三條 恵美 委員）

山形市の障がい福祉の観点からお話しさせていただく。山形市としては、今年度中核市に移行し、障害福祉サービス事業所等の指定権限が委譲された。指定基準について、山形県より高く設定し、従業員に対して年1回以上研修をすることとする基準を設けた。それに基づいて指導・監査を行い、施設における虐待を未然に防ぐことに力を入れている。養護者からの虐待に関しては、障がい者が高齢化しているが、介護者も高齢になっていることから、障がい者が虐待する側になってしまうケースが見られる。こういったケースは対応が難しいため、高齢者の担当部局と障がい者の担当部局が連携して、対応していくこととしている。周知・啓発に関しては、通報した方に不利益がないということの周知を徹底していきたい。

（戸沢村健康福祉課（山形県町村会） 今井 徹 委員）

戸沢村の対応ということでお話しさせていただく。「山形県高齢者虐待対応専門職チーム派遣事業」の活用について、戸沢村では8年ほど前に利用し、助言をいただいたことがある。利用に至っていないという点については、事業を知らないということではなく、県の消費生活センターや弁護士等を通じ様々な助言をいただきながら、解決に至っている状況である。先ほどお話があった事例に関連して、養護者が受診させないのではなく、障がい者本人が受診を拒否するため、警察の協力も得ながら、苦労しつつ受診に結び付けているという事例がある。また、市町村長申立件数について、最上地域がゼロという話があったが、戸沢村では高齢者の虐待に関する申立はないが、一人暮らしの高齢者に対する申立は1件あったため、高齢者全般に関する調査であっても良いと思う。高齢者、障がい者含めて、関係機関と調整をしないと問題は解決できないと現場では感じているので、今後とも御協力をお願いしたい。

（山形大学 有海 順子 委員）

平成28年に障害者差別解消法が施行されたことにより、国立大学において障がいを持つ学生の申出に応じて合理的配慮を提供することとされた。本大学でも適切に対応できるように、施行の

前年である平成 27 年に障がい学生支援センターが設立され、私が着任した。平成 27 年から現在に至るまで、様々な障がい学生に合理的配慮を提供してきたが、問題に感じているのは、協議事項にもあったように、本人が受診を希望していても、家族が拒否的で、経済的な面で受診ができず、相談を受けることがあること。または、家族の関係が複雑で相談ができず孤立してしまうケースも少なからずある。そういった学生に対する支援も視野に入れなくてはならず、対応が難しいと感じている。学内での対応にも限界があるので、今回知ることができた様々な相談機関や窓口を利用しながら、包括的に学生の支援を進めていきたいと考えている。

(東北文教大学 下村 美保 委員)

当大学短期大学部では、介護福祉士の養成をしており、介護現場に出る前の学生に対して、人権意識を高めることを行っている。今回、様々な機関の意見を聴くことによって、大変勉強になっている。介護現場で学生の実習を行っているが、現場で利用者に向き合う真摯な姿勢に感動したり、逆に落ち込んできたりする学生もいたため、それぞれ適切に学生に向き合っていきたいと考えている。

(公募委員 柏倉 政 委員)

私は新庄市で町内会長や区長を担っている。私の住む地域では、昔は大人数の家族が多かったが、現在は少人数の家族が多くなっている。また、少子高齢化が進んでおり、65 歳以上の方の割合が 4 割、75 歳以上の方の割合が 2 割、1 人か 2 人暮らしの高齢者世帯が 3 割、空き家が 1 割となっており、地域活動がままならない状況になってきている。こうした中で、高齢者の面倒を見る方がいなくなり、民生委員や地域包括支援センターに相談して対応している状況である。関係機関の協力を得ながら、高齢者の尊厳を向上させなければならないと考えている。

(公募委員 加藤 秀樹 委員)

私は川西町で社会福祉士・介護士として高齢者の居場所づくりをしている。現在十数名の利用者を抱えており、全員 80 歳以上の高齢者である。その中には障害者手帳を所持している方や認知症の方もいる。社会福祉士という資格を持っているが、その責任放棄にならないよう、地域包括支援センターや社会福祉協議会等と連携しながら虐待という不幸な事態を招かないよう、また未然に防ぐことができるように見守りを行っていききたいと考えている。

(3) その他

特になし。